

# 琉球大学学術リポジトリ

## 外資系企業等の取扱い（対米折衝）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米商工会議所, 愛知・マイヤー, 東郷・スナイダー, 在沖縄外国系企業, 企業諮問グループ (BAG), 大河原・スナイダー, 吉野・スナイダー, 吉野・井川・スナイダー, 沖縄返還, 擬問擬答, BAG会合, スナイダー公使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43427">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43427</a>

撥  
向  
撥  
各

昭和四十四年十一月十三日

沖繩返還關係質問書答案  
(經濟財政關係)

条約局

秘 極  
無期限  
10部の内  
6号

- 問1 共同コミュニケ中にある「財政及び經濟上の問題」とは何か。
- 問2 「沖繩における米國企業の利益に関する問題」を特記したのは何故か。共同コミュニケ中にこれが明記されているのに、何故改めて大臣書簡を発売したのか。書簡は如何なる法的性格のものか。
- 問3 「財政上の問題」とは何か。「經濟上の問題」とは何か。
- 問4 財政及び經濟上の問題については、政府はいかなる原則で米側と交渉するのか。
- 問5 「米國資産」にはいかなるものがあるのか。その総額はどの位になるのか。
- 問6 「米國資産」を買取ることを米側が要求している旨報じられているが、沖繩返還の場合には、一般國際法上の國家繼承の場合に該当するのであり、米國資産を買取らなければならぬとすれば、國際法

上の國家繼承の原則及び一般的國際慣行に反することになるのではないか。

問 7

「米國資産」を有償で引渡を受けることがあるとして、政府としては、どの範圍の資産を買取るとして考えているのか。無償で引渡を受けるものとして、どのようなるものを考えているのか。「米國資産」の引渡の問題についての政府の原則的態度如何。

問 8

少くとも沖繩における行政財産、民生向上のための公共施設等は施政権者としての義務を履行するため、米國が所有していたものであるから、これらについては、当然に無償でわが國に引渡されて然るべきであると考えるが如何。

問 9

沖繩の返還に相当する過去の與例において財産の引渡の問題がいかに取り扱われたのか例を挙げて説明せよ。

問 10

奄美、小笠原返還協定の際、先例があるのならば、今回も当然同様に処理すべきではないか。

問 11

國際的慣行からいつても軍事基地については当然に、地位協定によれば不用の軍事施設は無償でわが國に返還されることになつてゐるのであるから、沖繩における軍事施設についても同様に処理すべきではないか。

問 12

昭和四十四年一月三十一日の參議院本會議で、愛知外務大臣は、「過去において米軍が投入した経費を日本で負担せよ」といふ考へは、ないか。」「と答弁してゐるが、この点は、今でも変わりないか。」と答

問 13

米國政府からのガリオア及びその後の贈与援助について、沖繩住民が返済義務を負わなうという従来ガリオアの見返り資金を原資とする開港公社、電力、水道事業の財産等についても当然に無償で沖繩側に引渡されることとなるか。

問 14

開港公社、電力、水道事業の財産等についても、今

後の交渉により「米國資産」一般の引渡の問題と併せて解決するといふことは、開港公社等の財産について、これを買取る可能性があるとすることか。

問 15 沖繩に流通しているドルは総額どの位あるのか。これは返還後どのように処理するのか。回収して無償で米側に引渡すというよりよいか。回収して無償で米側に引渡すというよりよいか。

問 16 奄美、小笠原返還の際には現地流通のドルはどの様に処理したのか。今回も同様に処理することにはならないのか。

問 17 沖繩における米國系私企業としては、いかなる業種が進出しているか。

問 18 沖繩における米國企業は返還後の取扱につき政府はいかに対処する考えであるか。大臣書簡において、これらの企業の返還後の保護と継続の問題が、向であることを確認したことは、返還後のこれらの意向をみることが確認したことは、同情的に検討する意向であるか。

企業は取扱につきコミットしたことをなす、その結果、わが国の法令及び経済政策に沿つての規制が不可能になり、わが国の経済主権が侵されることとなるのではないか。

問 19 日米友好通商航海条約は、返還後の沖繩には当然に適用されることになるのか。適用される場合米系私企業の既得権は同条約上当然に保護されているといえるか。

問 20 沖繩返還に際して、琉球法人は自動的に日本法人に切り換える等の措置を考へてゐるか。外資系の琉球法人についても同様の取扱が可能であるか。

問 21 わが國に施政権が返還されることを見越し、本土への駆け込みを狙つて沖繩に進出した企業、あるいはこれから進出する企業があると思はれるが、大臣書簡はこれらの取扱についても同情的に検討するとの趣旨か。少くとも今後進出するものについては、政府として何等かの措置を講ずる必要があるのではないか。

問22 現在沖縄において琉球政府の許可を得て医師、弁護士等の自由職業に従事している米国人の資格免許は、施政権の返還に際し、いかに取り扱われるのか。

問23 大臣書簡にいう「衡平を解決」とはいかなる解決を意味するのか。

問1 共同コミュニケ中にある「財政及び経済上の問題」とは何か。

答 沖縄の施政権の日本への返還に伴い、沖縄の財政・経済構造を本土に組み入れるためには当然多くの具体的な問題を日米間で解決する必要があるので、そのための話し合いを速やかに開始する趣旨を共同コミュニケ中に書き込んだものであるが、かかる問題の例としては、米國資産のわが国への移転の問題、沖縄で流通しているドル貨<sup>の円貨</sup>の切換えの問題、現に沖縄において米國政府により承認されて企業活動を営んでいる米国人の処遇の問題等が挙げられる。

問 2 「沖縄における米國企業の利益に関する問題」を特記したのは何故か。共同コミュニケ中にこれが明記されているのに、何故改めて大臣書簡を發出したのか。書簡は如何なる法的性格のものか。

答 現在沖縄に進出している米國系企業は返還後の地位につき深刻な不安を有しており、この問題を返還交渉の際に必ず議題として欲しいとの希望を有している趣であつたところ、わが方としても沖縄返還に當つてこの問題を解決しなければならぬことは当然であるので、共同声明中に念のため明記したものである。

また、大臣書簡は、現地米國系企業のかかる不安をある程度緩和するような意圖の表明を現時点で行なつて欲しいとの米側の要請を勘案して發出することとしたものである。政府としては、前述の通り、この問題が返還協定交渉の過程で解決されるべきものであると考へていることは云うまでもないが、現時点においてかかる不安をある程度解消させるために、この問題を同情的に検討する意向を表明することは、今後の沖縄經濟に必要な混乱を生ぜしめないためにも望ましいと判断した次第である。なお、本件書簡は、一方的な日本政府の意圖の表明であり、法的な拘束力を有するよりな文書でないことは、文書の表現振及び事柄の性質からいつて当然である。政府としては、

返還協定交渉に際しては、本書簡に表明された意向に沿って解決をはかつていく所存である。

問 3 「財政上の問題」とは何か。「経済上の問題」とは何か。

答 前述問1のような問題を包括して「財政及び経済上の問題」といふ表現を一応使つたまでのことであり、これらの問題に最終的にどういふものがあるかについては今後の交渉の過程にかゝつてつめられるべき問題であり、しいて財政上の問題、経済上の問題というように明確に区別して用いたものではない。



問4 財政及び経済上の問題については、政府は如何なる原則で米側と交渉するのか。

答 沖縄の施政権返還に伴う財政及び経済上の問題は、かなり複雑な諸問題を含んでいる模様であり、そのまま適用しうる一般国際法上の原則もなく、特別の取極もないが、参考になりうる先例、条理に照らし、外交交渉により実情に即した妥当な解決をはかる所存であり、その際日本政府としては、日本の国益、沖縄住民の福祉を念頭に於いて交渉する方針である。

問5 「米国資産」にはいかなるものがあるのか。その総額はどの位になるのか。

答 いわゆる「米国資産」の種類については、沖縄が米国の施政下にあり、わが方の調査にも種々制約があるため、必ずしも十分な資料を入手するに至っていないが、これを大別すれば（総理府調査による。）、次のとおりであると考えられる。

- (1) 高等弁務官一般資金財産（各公社等への投下資産）
- (2) 金融資産（通貨及び対外債権）
- (3) 米軍及び琉球住民の共用資産（道路、港湾、一部の飛行場等）

(4) 米軍の純軍事施設で米軍専用資産（基地、道路、港灣等）

なお、現在沖縄にある米國資産がどれだけの額にのぼるか詳しくは分らないが、沖縄における米國政府が過去二十余年の長きにわたることでもあり、かなりの額にのぼることは予想される。

問。 「米國資産」を買取することを米側が要求している旨報じられているが、沖縄返還のような場合は、一般國際法上の國家繼承の場合に該当するのであり、米國資産を買取らなければならぬとすれば、國際法上の國家繼承の原則及び一般的國際慣行に反することになるのではないか。

答。 沖縄返還を一般國際法上の國家繼承の場合に該当するものと考えすることは必ずしも適當でない。米國の沖縄における施政權の行使は平和条約第三條によつて認められた特殊なものであり、わが國に潜在主權があり、又暫定的なものであるとの前提に立つものであつて、施政權の返還に伴う財産權の處理の問題は、

一般國際法上の國家繼承の問題として処理せず、もつばら日米間の特別の合意により解決すべきものである。

なお、一般國際法上の國家繼承の場合については、領土の部分的移譲に伴い当該領土内に存在する國家財産のうち行政財産については無償で引継がれる場合が多いが、かかる行政財産の範囲は必ずしも明確でなく、又國際慣行上も、國家財産が有償で引継がれた例もかなり多い。

問 7 「米國資産」を有償で引渡を受けることがあるとして、政府としてはどの範囲の資産を買取することを考えているのか。無償で引渡しを受けるものとしてはどのようなものを考えているのか。「米國資産」の引渡しの問題についての政府の原則的態度如何。

答 沖縄における「米國資産」の引渡しの問題については、全部を無償で引渡せという主張にも無理があると思われ、結局返還後日本政府にとつて必要、有益なものであり、かつ、充分に合理的な根拠があるものについては、これを有償で引渡しを受けることにならう。米國が沖縄の施政権行使のために直接に必要

とした（琉球行政府建物、裁判所建物等の）行政財産は無償で引継がれて然るべきであると考えている。

いずれにしても、今後の返還協定交渉を通じて具体的な問題について詳細なつめを米側と行なわなければならぬ問題であり、前述の一般論以上のことを現在いえる立場にならぬ。

問8 少くとも沖縄における行政財産、民生向上のための公共施設等は施設権者としての義務を履行するために米國が所有していたものであるから、これらについては、当然に無償でわが國に引渡されて然るべきであると考えるが如何。

答 行政財産、民生向上のための公共施設等については、無償でわが國に引渡されてしかるべきであると考えられるが、今後返還協定交渉の一環として具体的な資料に基づき個々の財産の実態をも考慮しつつ検討の上決定する所存である。

問。沖縄の返還に相当する過去の事例において財産の引渡しの問題が如何に取り扱われたのか例を挙げて説明せよ。

答。沖縄の返還に相当する過去の事例としては、奄美及び小笠原の返還があり、それぞれの場合における財産の引渡しの問題の取扱は次のとおりである。

(1) 奄美返還の場合

国公有財産たる不動産は無償で日本政府に引き渡された。

(2) 小笠原返還の場合

不動産については米国政府はこれを無償で日本政府に引き渡し、動産については、米国政府は日本政府に対し売却した

いとの意向を示したので、政府は個々の動産について価格等を検討の上米国政府と商議して、政府が購入を希望する動産のみを購入した。(その他民間の買入れも若干ある。)

問10 奄美、小笠原返還協定の際、先例があるのなら、今度も当然同様に処理すべきではないか。

答 奄美、小笠原両返還協定は、不動産のわが方への無償引き渡しという共通点はあるものの、その他の財産の取扱については必ずしも軌を一にするものではない。更に、沖縄の場合は、長期にわたり米国の施政権の下におかれ、現地の人口も多く、財産関係も複雑多岐にわたっており、講和発効後一年余りで返還を見た奄美や現地住民がほとんど居なかつた小笠原の場合と比較して種々異なる実情にあり、財産権の処理につき、奄美なし小笠原の場合がそのまま当然に沖縄の先例となるともいえないと思われる。

問11 国際的慣行からいっても軍事基地については当然にわが方に無償で引渡されて然るべきではないか。特に、地位協定によれば不用の軍事施設は無償でわが国に返還されることになっているのであるから、沖縄における軍事施設についても同様に処理すべきではないか。

答 施政権移譲の態様の観点から直接の先例となるのは奄美、小笠原返還の場合のみであつて、一般的な国際慣行があるわけではない。奄美、小笠原の場合には、返還後も軍事施設を米軍が地位協定に基づき使用し、あるいは使用しないものについては無償でわが方に引渡された。沖縄の場合には種々事情も異なる

ので、これをそのまま踏襲できるかどうか問題なしとしないが、これらの先例をも十分に念頭において今後米側と話し合ひ所存である。

なお、本件は、返還に至るまでは沖繩には地位協定が適用されていなかったので、返還に際して直ちに同協定に基づいて処理することはできなから。

(國家繼承についての國際先例においては、軍事施設を無償で引渡した場合が多いが、これを有償で引渡した場合もないわけではない。例えば、一九五〇年にイギリスのバレスチナ統治が終了しイスラエルが独立した際の財政取極により、イスラエルはイスラエルにある英國の軍事施設及び区域を有償で引渡しを受けた。)

問12 昭和四十四年一月三十一日の参議院本会議で、愛知外務大

臣は「過去において米軍が投入した経費を日本で負担させるといふような考えはないように現時点では予想いたしている次第でございます」と答弁しているが、この点は今でも変わらないか。

答 変わらない。過去において米軍が投入した経費を日本政府に負担させるといふことはないと現在でも予想している。(但し、別途「米國資産」の引渡しの問題については、今後返還協定交渉に際して全般的なつめを行なう際に具体的に解決される必要があることは勿論である。)

問 13 米國政府からのガリオア及びその後の贈与援助については、  
沖縄住民が返済義務を負わないという従来の政府見解には変り  
ないか。そうであるとすれば、ガリオアの見返り資金を原資と  
する開発公社、電力、水道事業の財産等についても当然に無償  
で沖縄側に引渡されることとなると解してよいか。

答 米國政府がガリオア及びその後の贈与援助については、沖縄  
住民が返済義務を負わないという点については、米側も従来か  
ら議会証言等を通じて明らかにしてきているので、政府として  
は今後とも沖縄住民が返済義務を負うことはなく、従つて日本  
政府としてその債務を肩代りするという問題も生じてこないと

いう考えに変わりはない。ガリオアを原資とする財産については、  
現在では高等弁務官一般資金の財産の一部として繰り入れられ  
ている趣であるが、詳細に資料を検討した上で、今後の返還協  
定交渉の一環として他の米國資産の引渡しの問題を米側と交渉  
する際の一括して解決されることになろう。



問 14 開発公社、電力、水道事業の財産等についても、今後の交渉により「米國資産」一般の引渡しの問題と併せて解決するということは、開発公社等の財産についてもこれを買取る可能性があるか。

答 現時点では、今後の交渉により解決するということ以上に申し上げられる立場にない。

問 15 沖縄に流通しているドルは総額どの位あるのか。これは返還後どのように処理するのか。回収して無償で米側に引渡すというよりなことはないか。

答 沖縄に流通しているドルが総額どの位あるかの点については、詳しくは分らない。沖縄における通貨の処理の問題は、返還協定交渉の一環として今後日米間の話し合いにより解決されるべき問題であり、その処理方法については現在確言し得ないが、わが方としては現在沖縄に流通しているドルを回収して無償で米側に引き渡す意向は有していない。

問16 奄美、小笠原返還の際には現地流通のドルはどの様に処理したのか。今回も同様に処理することにはならないのか。

答(1) 奄美返還の場合は、同返還協定第三条第一項の規定により、返還当時奄美に流通していた「B」号円を日本政府が日本円と引き替えに回収し、回収した「B」号円は那覇の合衆国民政官に返還した。

(2) 他方、小笠原の場合は、奄美の場合と異り、米貨が現地で流通しており、同返還協定においては、通貨の処理に関する奄美の場合の如き規定を置かず、日本側の処理にまかされた。なお、実際の処理については、小笠原復帰の日（一九六八・

六・二六）から三日間父島に日本銀行通貨交換所を臨時に設け、現地住民手持のドルを円貨に交換し、円と交換して得たドルは外為資金会計に売却した。また、住民がグラムに働いている外貨預金については、バンク・オブ・アメリカ東京支店の円預金に振りかえさせた。

(3) 沖縄の現地通貨の処理の問題は、施政権返還に関する協定の一環として今後米側との話し合いにより解決すべき問題であり、具体的にいかなる方法で処理するかは、今からなんとも申し上げられない。

問17 沖縄における米国系私企業としては、いかなる業種が進出して  
しているか。

答 米国民政府発行の一九六八年度版「ファクツ・ブック」によ  
れば、沖縄に進出している米国系私企業の業種及び件数は、一  
九六八年六月末現在で次のとおりである。

畜産養鶏業	4
清涼飲料水ビン詰業	4
合板製造業	1
セメント及び同製品製造業	2
石油業	5

他の製造業	11
卸、小売及び商業サービス業	41
保険業	3
銀行業	2
国際航空及び海運業	4
ホテル業	2
観光用レストラン等	7
自由業、出版業、放送等	17
合計	105

問18 沖縄における米國企業の返還後の取扱につき政府はいかに対処する考えであるか。大臣書簡において、これらの企業の返還後の保護と継続の問題が衡平な解決をみるべきことを認識し、同情的に検討する意向であることを確認したことは、返還後のこれらの企業の取扱につきコミットしたことになり、その結果、わが國の法令及び經濟政策に沿つての規制が不可能になり、わが國の經濟主權が侵されることになるのではないか。

答 返還後の沖縄において、わが國の法令及び經濟政策が全面的に適用されることには当然である。その際に、現在沖縄にある米國企業の保護と継続の問題が衡平な解決を見るべき

ことも当然のことである。さらに、今後の沖縄經濟が急激な變化を出来るだけ回避しつつ健全に發展せしめられねばならないことも、改めて指摘するまでもないところである。しかるところ、現地米國企業側には返還後の取扱につき深刻な不安がある趣であつたので、返還協定交渉の際には、この問題を同情的に検討する意向なることを現時点において確約し、もつて、これらの企業をある程度安心させることが、今後の沖縄經濟に不必要な混亂を生ぜしめないためにも望ましいと考えた次第である。政府としては、沖縄に対するわが國の法令、經濟政策の適用に當つて、沖縄に現存する米國企業の保護ないし継続をどの範圍でいかなる手続により認めるかを同情的に検討する意向を一

方的に表明したのであつて、わが国の法令及び経済政策に沿つた規制が不可能になり、わが国の経済主権が侵されるといつた問題は全くない。

なお、本問題は、今後施政権返還に関する日米間の交渉において取り上げられることとなつており、その際は、政府としても、前述の諸観点から沖縄経済の事態を十分勘案しつつ、米側と話し合い、衡平な解決をはかる所存である。

問19 日米友好通商航海条約は、返還後の沖縄には当然に適用されることになるのか。適用される場合米系私企業の新得権は同条約上当然に保護されているといえるか。

答(1) 日米友好通商航海条約は、返還後の沖縄にも当然に適用されることになる。この点、奄美及び小笠原の返還の場合と同じである。

同条約第二十三条は、条約の適用領域を「各締約国の主権又は権力の下にある陸地及び水域のすべての区域とする。」(「パナマ運河地帯及び太平洋諸島の信託統治地域を除く。」「旨定めているが、同条約議定書第十三項により、同条は、「平

和条約第三条でその地位を規定している沖繩等」に適用されないこととなつていた。返還後の沖繩は、もはや「平和条約第三条でその地位を規定している沖繩」ではなく、日米通商航海条約は、その第二十三条に基づいてわが国の主権の下にある区域として返還後の沖繩にも当然に適用されることとなるわけである。

(2) 日米通商航海条約には、相手国国民又は会社が資本、技術等に関して適法に取得した権利・利益の保護（第五条1）、及び例えば天然資源の開発等の制限業種について外国人の事業活動に対して新たな制限を課する場合の既得権の保護（第七条2）等を定めている。しかしながら、このような規定は、

米国人又は米系企業についていえば、本来、これらのものがわが国の施政権下にある領域においてわが国の法令上適法に取得した権利・利益がわが国の法令又は政策のその後の変更によつて不当に損われることがないようにするための規定であつて、わが国の法令が施行されておらず、特殊かつ暫定的な地位を有していた返還前の沖繩において米系企業が取得した権利・利益について当然に適用される規定ではないと解される。従つて、日米友好通商航海条約が返還後の沖繩に当然に適用されることから、沖繩における米系企業の既得権が同条約上の権利として当然に保護されるとは言えない。もつとも、一般に既得権保護の根底にある衡平、善意の権利者の保

護、取引関係の安定等の原則に基づき、日米友好通商航海条約の前記の諸規定の精神は、沖繩における米系企業の取扱いにあつてもできる限り尊重されるべきものと考えらる。

問20 沖繩返還に際して、琉球法人は自動的に日本法人に切り換える等の措置を考へているか。外資系の琉球法人についても同様の取扱が可能であるか。

答 琉球法人の沖繩返還後の取扱については未だ具体的な措置を検討するには至つていないが、法技術的には、現行沖繩商法はわが國の商法とほとんど同一なので、返還後は通貨切り換えの問題さえ片付けば、自動的に日本法人に切り換へることにはそれ程問題はない模様である。しかし、外資系の琉球法人については、例えばこれを日本法人として認める場合は、元本、利潤の外貨送金をも認めなければならなくなるので、かかる外資法

上の認可を与えるか否かという観点から問題がある等民族資本の場合とは別の問題がある。

問 21 わが国に施政権が返還されることを見越し、本土への駆け込みを狙って沖縄に進出した企業、あるいはこれから進出する企業があると思われるが、大臣書簡はこれらの取扱についても同情的に検討するとの趣旨か。少なくとも今後進出するものについては、政府としてなんらかの措置を講ずる必要があるのではないか。

答 本書簡により、わが方が同情的に検討する意向であることを確約しているのは、あくまでも「現在沖縄において合法的に企業活動を行なっている米国の会社又は個人」についてであり、本書簡発出期日以降に沖縄に進出するものの取扱についてはな



んと言及していない。いずれにしても、沖縄における米国企業  
の返還後の取扱の問題は、今後施政権の返還に関する日米間の  
話し合いの一環として解決をはかるべき問題である。一般論と  
しては、一地域における私人の正当な財産的利益は施政権者が  
交代した後においても十分尊重されるべきであるといえようが、  
沖縄における米国の施政権の特殊性及び暫定性を勘案すれば、  
かかる一般原則をどの程度まで沖縄における個々のケースに適  
用すべきかは今後検討すべき問題であり、その際には、沖縄住  
民の福祉、沖縄経済の維持発展といった点も考慮しなければな  
らないだろう。(施政権の返還が相当程度具体的な日程に上つ  
た後に返還後の本土進出を直接の目的として沖縄に進出した私

企業のうち、わが国の経済政策との関係で問題があるものにつ  
いての返還後の処置振りについては慎重に検討していく所存で  
あるが、現在までに沖縄において合法的に企業活動を行なつて  
いる米国の会社と、今後いわゆる「駆け込み」を狙って沖縄に  
進出するものとは自ら別箇の考慮が払われてしかるべきものと  
考えている。)

問 現在沖縄において琉球政府の許可を得て医師、弁護士等の自由職業に従事している米国人の資格免許は、施政権の返還に際しいかに取り扱われるのか。

答 沖縄における米国人の自由職業の資格免許の取扱については、政府としても従来可能な範囲で実態の把握に努めているが、その全貌は未だ十分に把握されていない。本件は、施政権の返還に關する今後の日米間の交渉の一環として取り上げられることとなるが、政府としては、施政権返還後わが國の關係法令が全面的に沖縄に適用されることとなるという前提の下で、現地の資格免許の実態をも十分勘案しつつ研究することとしたい。

問 大臣書簡にいう「衡平な解決」とはいかなる解決を意味するのか。

答 一般的に「衡平」とは、一般的妥当性を念頭に置いて制定されている法令の現実の適用に当り、個々の場合につき、その背景となる具体的事実や状況、更にはその立法趣旨をも十分斟酌し、法令の一律にして機械的な適用がもたらすことあるべき軋轢を回避しつつ、具体的妥当性の確保に努めることを内容とする概念であり、従つて、この場合においても「衡平な解決」とは、かかる態度をもつて、問題の解決に当たるとの意味である。

同業 同業 同業 同業  
(前略)

# 共同声明概内概内 (財政・経済)

は、かかる懸念を以て、問題の解決に資するとの意図である。  
る懸念である、斯うして、この懸念を以て「戦平公報」を  
議を回覧して、具申の要請の懸念を以ての意図である  
「、法令の一環として懸念が撤回されることである  
授けらる具申の要請を以て、更にその立法過程も十分に  
したる法令の懸念の撤回に資する懸念の懸念である、その懸  
念一環の「戦平」は、一環の要請を以て撤回の懸念である

のた。

関 大田 戦平の懸念は「戦平公報」を以て撤回の懸念である

## 昨年2月12日作成した懇答内容の字

問(5) 沖縄の外資導入制度はどうなっているか。

(答) 沖縄においては、高等弁務官布令オノノ号「琉球列島における外国人の投資（1958年9月12日）」により、外国人の沖縄における事業活動および事業活動への投資については、琉球政府行政主席の事前の許可を要することになっている。この布令の実際の運用は、きわめて弾力的で、とくに輸入依存度を減少させるもの、輸出所得の増加を期待しうるようなもの、沖縄の資源を最大限活用しうるもの等に関する投資については積極的に認めているようである。

なお、このように布令オノノ号による規制が行なわれてきたところ、琉球政府立法院は本土外資法にならって1968年9月、外資に関する立法を公布した。しかし、米民政府が布令オノノ号の廃止に応じないため、沖縄外資法は形骸化しており、現在未だ布令の適用が続いている。

問(6) 既存外資とくに石油外資の復帰後における取扱いいかん。

(答) 1. 沖縄における既存の外資系企業の取扱いについては、現在政府部内で検討中であるが、返還時における日本の外資政策およびこれに関連する政策との適合性を考慮し、かつ、資本自由化のテンポを基かき、必要なる調整措置を講じた上で、できる限り円滑な解決を図って参りたい。

2. とくに石油外資については、つきのような方針で、のぞむこととしている。

(1) 本土においては、強大な資本力を有する国際石油資本のわが国石油市場の支配を防止する等の石油政策上の要請から、国際石油資本の本土進出に対する外資法の運用にあたり

① 新たな外資の進出は認めない。

② 外資の出資比率は50%までとする。

の原則を中心に強い規制を実施している。

また、こうした外資規制と併行して、過当競争を

- 併して、わが国石油産業の健全な発展を図る見地から石油業法により供給計画に基づき設備を許可にからしめている等の規制措置を講じている。

(2) したがって、数社におよぶ外資の沖縄進出計画に

ついては、本土における上記石油政策の適合性にか

- かんみ、極めて懐疑な事態であると考えている。
- また実際に沖縄に国際石油資本の進出が行なわれれば場合には、次のような方針を貫くべきことは、既に関係外国石油資本に対し、つとに周知させるとともに、その了解を得ているところである。

① 将来沖縄が日本に返還されることのあるとした場合には、その返還の時点から日本においてとられている石油政策を全面的に適用する用意があること。

② 沖縄返還の前後を通じて、日本の石油需要および流通秩序に混乱を生じないよう所要の調整措置を検討する用意があること。

したがって、今後は、上記方針に基づき別個に必要な調整措置を検討することとしたい。

問(7) 外資のかけこみ防止対策いかん

(答) 今後本土復帰をみこしてのしむゆるかけこみ的な外資の進出により、復帰後に摩擦が生じないよう、適当な外交チャンネル等を通じて適切な措置を速やかに講じていきたいと考えているが、とりあえず本土政府と琉球政府の間に、外資導入の許可関係について緊密な連絡体制を確立して両者間の政策上のそごが生じないようしていきたいと考えている。

問(8) 自由貿易地域構想に対する考えか如何

(答)

1. 自由貿易地域を考える場合、沖縄全土を自由貿易地域にする構想と、現在沖縄の一部の地域にある自由貿易地域を本土復帰後もそのまま継続させるという考え方と二つに分けられる。
2. 沖縄全土を自由貿易地域にするという構想については、沖縄経済を本土経済から隔絶したものにするおそれ極めて強いことにかんがみ、これを回避すべきと考える。
3. また、現在沖縄の一部の地域にある自由貿易地域を本土復帰後もそのまま継続させるという考え方については、現在わが国にもこれとほぼ同様の効果をもつ保税制度がありその制度の適用につき、検討していきたい。

(参考)

自由貿易地域制度は指定地域で保管、展示、再包装、加工仕上げまたはその他の作業を行ない、その後において琉球列島から再輸出をして琉球列

問 復帰後における在沖縄外資系企業に対する  
政府の取扱方針如何。

参 衆 問

答 在沖縄外資系企業の実態については、米側から  
復帰準備委員会を通じて既に相当の資料が  
提供されている。現在関係各省庁において、内容  
を検討中である。政府としては、在沖縄外資系企業の  
実態を把握し、かかる資料に基づき各企業の実態を充分に把握した上で、  
の「実態」に即し、本邦法令上の枠の中を適正に  
取扱いは行なう方針がある。

この問題があるが、一般的にいうと、政府としては、従来から沖縄で正當に事業活動  
動に従事してきた在沖縄外資系企業に対しては、復帰後においても、衡平な取扱  
をすることを必要と考えている。

第

国会

本

会

議

(質問者)

月日

(参予、外、内、委員会)

外務省

問 沖縄の投資系企業及び外国人の取扱に關する

日米間の交渉の現状いかに

(多田瑞 擬同答)

張島 擬答 作成せず

参来

問



第 国会 本 会 議 質問者

月 日 参 予 外 内 委 員 会

外 務 省

問 金武湾港に關する米民政府指令第一号にみれば、  
 如く最近米民政府は復帰を前にした外資系、特に  
 米系企業の既得權益を助長し擁護する動きを  
 見せているようであるが、最近急激に米企業ブルーセル  
 社のヨーグルト製造販売許可をめぐり、琉球政府と  
 米民政府が対立していると聞かれています。  
 本問題に關する経済及政府の見解如何。

ブルーセル社は一九五二年以来、琉球政府より「乳製品製造販売の許可を交け、現在に至る」ところ、  
（ヨーグルトやコシヤ、チース等及び培養による乳製品の製造）  
 製造販売の許可を、新たに許可を  
 申請したが、~~琉球~~ 除、ヨーグルトの製造許可は  
 削除されたにもかゝらず、一方的に「~~製造~~ 乳製品製造」には  
 ヌーケルトが含まれると解釈し、七月以来、試験的にこの  
 製造販売を行つてきています。  
 (二) 沖縄における外資系企業の活動については、高野平蔵

布告中より（琉球列島における外国人の投資）及び琉球政民法

琉球政府の

（外資に因する立法）による事業の許可及び条件に従い

認可されることの規定されるところが、琉球政府は、ブルースール社のヨルゲン・ト製造成業は右外資法に明らか違反するものとして、その中止命令を発せられた。

（三）本民政権においても外資の指導・運営は琉球政府の権限に属するものと認められており、**琉球政府の行政指導**にあり、当事者間の話し合いを行なうことによつて、**政治**

問題化しないうよう要請されている。

（四）の結果十一月に至り、同社はヨルゲン・ト製造成業を

外資法違反であるとの認め、右製造成業を停止することの

回答越して由あり、政府としては、**琉球政府の** **開** **自主**

的を権限を以て外資企業業の既得権益拡大に強く対応

したことを高く評価している。

アメリカ局長  
参事官  
北米第一課長

沖縄返還問題関係疑問擬答の追加  
挿入について

第6課より、今般作成した標記疑問擬答中、  
一.(五)の問5、「米系企業の利益を擁護、助長以

て米民政府の動きの実情を政府の対処方針、  
(59ページ参照)の回答の終りに、かかる

米民政府の動きの例がある。フィル・シール社に於  
て、コーク製造販売許りに関する経緯を(注)

として追記すべきの意見が寄せられ、右照会  
にて思われるので、別紙(第118) 上記(注)  
(既配付に対し)

の追加挿入方を要請することになっている。

殿

沖縄返還問題関係疑問擬答の追加挿入  
について

45. 12. 2

米北一

(中15-5の答の終り)

さきにお配りした標記疑問擬答(60  
ページ)に別添の(注)を追加いたし

たので、ご挿入方お願いたします。

エーゼル社によるヨルガン社製造販売許可に関する経緯はつきのとおり。

エーゼル社は一九二一年以来、琉球政府より「乳製法に製

造販売の許可を受け、現在に至っているところ、<sup>月社</sup>本年四月

ヨルガン社やコグニチムス等及び培養による乳製法の

「乳酸菌飲料」の製造販売につき、新たに許可をこ

申請した。が、~~この~~際、ヨルガン社にこの許可は

削除されたにもかゝらず、一方的に「<sup>製法</sup>乳酸菌飲料」には

ヨルガン社が認められ、と解釈し、七月以来、試験的にこの

製造販売を行なつてゐる。

(二) 沖縄における外資企業等の活動については、高等弁務官

石田

石田

布令ヤル等(琉球列島における外国人の投資)及び琉球民法

(外資に関する立法)による事業の許可及び条件に従い

認可されること規定されているが、琉球政府は「エーゼル

社」のヨルガン社製造販売は右外資法に明らかな違反す

るものとしてその中止命令を発せられた。

(三) 米民政府においても外資の指導・運営は琉球政府の権限

に属するものと認められており、<sup>琉球</sup>琉球政府の行政指

導により、当事者間の話し合いを行なうことによつて、<sup>政治</sup>政治

問題化(まよ)う要請してゐる

(四)の結果十一月に至り同社はその又一部分に製造販売を

外資法違反である認め、右製造販売を停止するに日

回答越して由あり政府としては琉球政府の**開港**自主

的を権限を以て外資企業系の既得権益拡大に強く対処

しなると高く評価してゐる。

〇  
〇  
〇  
〇

11/17 春日正一先生 答弁 (後藤忠臣 答弁)

向 外資系企業を自由貿易地域に封じ込めよう  
という考え方についてどう考えるか。

答 沖縄外資の取扱いについては現在政府部内

① (本州外資法と同様の考え方でスクリーンすることを見込みに)  
で検討中であるか、返答所における日本の外資政

② 策等の産業政策との整合性を考慮し、かつ、資本  
自由化のテンポを勘案して、必要な調整措置を

講じた上で、できる限り円滑な解決を図ること  
としたい。

③ その際、自由貿易地域を存続するかどうか、

④ またそれが外資を封じこめることに役立つかどうか

については、十分慎重に考えることが必要である。